

## 行動援護従事者資格要件

### 【サービス提供責任者の要件】

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験※  
**3年以上**  
(実際従事した日数が540日以上)

### — 経過措置（令和6年3月31日までは以下の者でも可） —

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程または居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で、3年以上介護等の業務に従事した者

+

知的または精神障害に関する実務経験※  
**5年以上**  
(実際従事した日数が900日以上)

### 【従業者（ヘルパー）の要件】

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験※  
**1年以上**  
(実際従事した日数が180日以上)

### — 経過措置（令和6年3月31日までは以下の者でも可） —

居宅介護従業者の要件を満たすもの

+

知的または精神障害に関する実務経験※  
**2年以上**  
(実際従事した日数が360日以上)

※直接支援業務に限る。